

# 中四国耐震判定委員会 規定

制定 平成21年7月1日

一般社団法人中四国構造コンサルティング協会

# 中四国耐震判定委員会規定

## (目 的)

第1条 中四国耐震判定委員会(以下「判定委員会」という。)は、耐震診断、補強設計における耐震判定の評価業務において、必要な協議、指導を行うことによって、耐震改修計画の技術の向上を図り、もって社会に寄与することを目的とする。

## (事 業)

第2条 次の事項について申し込みがあったときは、判定委員会を開催し、耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の評価等、必要な検討を行い、適正であると評価されるものについて評価書を交付する。

- (1) 既存建築物の耐震性の判定
- (2) 既存建築物の耐震改修設計の判定

## (組 織)

第3条 判定委員会は事務局を一般社団法人 中四国構造コンサルティング協会(以下協会とする)に置く。

- (1) 判定委員会の委員は、大学教授等の学識経験者をもって構成し、その数は5名以上とする。
- (2) 判定委員会には、委員長1名を置く。
- (3) 判定委員会は、耐震改修の評価業務にあたり耐震判定業務委員会(以下業務委員会とする)を設置し、その検討事項を直接担当させることができる。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、原則として本業務が終了するまでとする。

## (委員会の開催)

第5条 各委員会は、必要に応じ委員長が招集し、開催する。

- (1) 判定委員会に先立ち、当該案件にかかる調査を行うため業務委員会を開催する。
- (2) 業務委員会は、提出された資料に基づき調査を行い、調査の結果を委員会に報告する。

## (評価基準)

第6条 既存建築物の耐震診断及び改修計画の評価は、耐震改修促進法に基づくものとする。

(検討事項)

第7条 各委員会は、委員長が議長となり、次の事項を検討する。

(1) 診断結果の評価業務について

既存建築物資料の内容に関する事項、耐震診断資料の内容に関する事項、現地調査に関する事項、判定基準の合否等に関する事項

(2) 既存建築物の耐震改修設計業務について

上記(1)に記載される事項、改修設計計画の仮定条件や判定基準の妥当性に関する事項、その他関連する必要な事項

(3) 既存建築物の耐震改修設計業務について上記(2)に記載される事項。

(業務の報告)

第8条 判定委員会は、業務終了後すみやかに評価結果を協会に報告し、判定報告書を交付する。

(守秘義務)

第9条 各委員会の委員は、検討事項に関して知り得た事項を、判定委員会の承認無しに第三者に漏洩、公表又は活用してはならない。

(事業年度)

第10条 各委員会の事業年度は一年間とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規定の変更)

第11条 この規定の変更は協会において協議して行う。

(その他)

第12条 この規定に定めるもののほか、判定委員会の運営に必要な事項は、判定委員会が別に定めることができる。

付則 この規定は、平成21年7月1日から施行する。

第1回改定 平成24年4月1日(委員会構成)

第2回改定 平成25年10月31日(耐震判定委員会 登録要綱等)